

日高市おでかけワゴンの 本格運行に向けた移行手続



1. おでかけワゴンの本格運行に向けた移行手続

- 令和7年12月16日開催の法定協議会にて、乗合の状況及び追加便の状況等から、道路運送法第4条の本格運行への移行は妥当である、と判断されました。
- これにより、実証運行の結果及び今後の高麗川駅東口の開設を踏まえ、地域公共交通計画等の一部を改訂し、本格運行への移行手続を進めます。

① 地域公共交通計画の一部改訂

- 高麗川駅東口の開設に伴う運行ルート変更の反映
高麗川駅西口停留所を廃止し、駅東口駅前広場内に新たな停留所として「高麗川駅東口停留所」を設置する。
従前の停留所は「四反田堀停留所」として継続する。
- 指標（KPI）に系統別収支率を追記 ※標準指標
高麗川駅系統：40% / 武蔵高萩駅系統：30%

② 運行ダイヤ及び運行便数の改正

- 運行ダイヤ 別紙のとおり
- 運行便数 高麗川駅系統：増便（1日22便から24便） / 武蔵高萩駅系統：増便（1日21便から22便）

③ 今後の予定

- 令和8年1月28日 地域公共交通計画一部改訂に係る市民コメント（2月20日まで）
- 2月25日 第11回地域公共交通協議会（法定計画改訂の議決等）
- 3月上旬 一般乗合旅客自動車運送事業の経営許可申請（法第4条許可申請・事業者）
停留所変更及び運行ダイヤ改正に関する周知（市HP・SNS、広報3月号、沿線地域回覧）
- 3月下旬 停留所変更及び運行ダイヤ改正
- 6月 本格運行

2. ロードマップ

年度	令和7年度												令和8年度					
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
法定協議会 (★) ・部会 (☆)			☆ 交通	★	☆ 交通	★		☆ 交通	☆ 運賃 ★	☆ 交通 (本日)	★			☆ 交通	★			
道路運送法 4条申請手続	実証運行 (無償)		実証運行 (有償, 道路運送法第21条)										本格運行 (道路運送法第4条)					
			実証実験の評価															
			運行計画の作成		市民コメント (運賃)		協議会等での協議		4条許可申請手続		許可							
			申請書類作成, 法令試験受験				運行内容の公表		協議会等で協議が調うことで標準 処理期間が3ヶ月→2ヶ月に短縮									
			移動等円滑化基準に関する適用除外手続						適用除外									
フィーダー系統 補助申請手続			交通不便地域の整理		市民コメント (法定計画)		認定申請		計画認定									
			申請書類作成, 法定計画改訂案作成		協議会等での協議		法定計画改定・公表		国への認定・申請		利用実態把握							
			R8事業年度補助		R9事業年度補助													
【参考】補助事業 活用に向けた調 査・検討 (路線バ ス関連)			調査・検討の実施、 交通事業者との調整		今後の対応について 検討・判断						対象運行期間 R8.6~R8.9		対象運行期間 R8.10~R9.9					

第7回交通戦略部会 (8月)

- ・【4条・補助共通】事業許可申請・補助申請に向けたポイントの確認、ロードマップの確認
- ・【4条】利用実態に係る報告
- ・【補助】交通不便地域の設定方針に係る確認

第9回法定協議会 (9月) の議題

- ・【4条】ルート・停留所・ダイヤ・運賃案 (市民コメントへの提示内容) の議決
- ・【4条】利用実態に係る報告
- ・【補助】交通不便地域の設定に係る議決⇒R8.6に間に合うよう、申請手続

第8回交通戦略部会 (11月) ・ 第10回法定協議会 (12月) の議題

- ・【4条】市民コメントを反映した運行内容の議決⇒申請手続に移行
- ・【4条】本格運行に移行することの是非に関する議決
- ・【補助】法定計画本編改訂案・別紙案の確認

本日

第9回交通戦略部会 (1月) ・第11回法定協議会 (2月) の議題

- ・【補助】法定計画本編改訂・別紙に関する議決

3. 一般乗合旅客自動車運送事業の経営許可申請書について

【様式】

	運行の態様ごとに記載する事項	様式	作成	ステータス
1	路線に関する事項	別紙1	市	作成済
2	主たる事務所及び営業所の名称及び位置	別紙2-1	事業者	作成済
3	営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその常用車及び予備車別の数並びにこれらのうち乗車定員11人未満の事業用自動車の数	別紙2-1	事業者	作成済
4	自動車車庫の位置及び収容能力	別紙2-1	事業者	作成中
5	各路線に配置する事業用自動車のうち、長さ、幅、高さ又は車両総重量が最大であるものの当該長さ、幅、高さ又は重量	別紙2-1	事業者	作成中
6	停留所の名称及び位置並びに停留所間のキロ程	別紙3	市	作成済

【添付書類】

	運行の態様ごとに添付しなければならない書類	様式	作成	ステータス
1	路線図(概ね縮尺5万分の1以上の平面図)	別添1	市	作成済
2	事業用自動車の運行管理の体制を記載した書面	別添3	事業者	作成中
3	事業の開始に要する資金及びその調達方法を記載した書面	別添4	事業者	作成中
4	事業用自動車の乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の概要を記載した書面	別添5	事業者	作成中
5	事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類	別添6	事業者	作成中
6	①既存の法人にあっては、次に掲げる書類 イ. 定款又は寄附行為及び登記事項証明書 ロ. 最近の事業年度における貸借対照表 ハ. 役員又は社員の名簿及び履歴書	別添7	事業者	作成中
7	道路運送法第7条各号及び法令遵守のいずれにも該当しない旨証する書類(法人にあっては、別添8-2を役員全員分必要)	別添8	事業者	作成中
8	道路運送法施行規則第15条の12に基づく運行計画と同一の内容を記載した書面	別添9	市	作成済
9	本申請について地域公共交通会議において合意しているときは、当該会議において協議が調っていることを証する書類	別添10	市	作成済【確定】
10	その他事業計画等の審査基準の挙証書類		事業者	作成中
11	社会保険加入義務者が社会保険等に加入している書面本申請 イ. (健康保険・厚生年金保険) 新規適用届(写) ロ. 労働保険/保険関係成立届出(写) ハ. 社会保険等加入義務者が社会保険等に加入する旨の書面(宣誓書)	別添11	事業者	作成中

4. 移動円滑化基準適用除外自動車の認定申請について

- ・ 移動等円滑化基準へ適合（乗降口の有効幅・低床・車いす利用スペース等の設置）が困難な車両を使用する場合、本申請が必要となります。
- ・ 一般乗合旅客自動車運送事業の経営許可申請（法第4条）と併せて、申請書類等の準備を進めます。

【基準適用除外の認定を申請できる自動車】※下線太字の内容はおでかけワゴンが該当

- ① 地形上の理由により移動円滑化基準に適合する自動車の走行が物理的に困難な路線を走行する自動車（自動車の運用上やむを得ず当該路線以外を走行する場合も含む。）
- ② 高速バス、定期観光バス、空港等アクセスバスその他の床下に収納スペースを設ける必要があること等により低床化が困難であり、かつ、通常利用する乗降口を自動車の左側面の前部にしか設けることができない自動車
- ③ 幅2.1m以下であって乗車定員が23人を超える自動車、ガイドウェイバスその他の技術開発上移動円滑化基準への適合が困難な自動車
- ④ 車両総重量が5t以下であって乗車定員が23人以下の自動車
- ⑤ 平成12年11月14日までに道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けた自動車及び平成12年10月31日までに公共交通事業者等が購入する契約を締結し、平成13年3月31日までに当該公共交通事業者等が新たにその事業の用に供する自動車であって、公共交通事業者等が中古自動車として新たにその事業の用に供するもの
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、その構造により若しくは運行の態様により移動円滑化基準に適合できない特別の事由がある自動車
《移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領 抜粋》

【申請内容】

	必要書類	作成	ステータス
1	移動円滑化基準適用除外認定申請	事業者	作成中
2	車両外観図（外観4両面：平面、側面、前面、後面）	事業者	作成中
3	使用者の事業内容	事業者	作成中
4	主な運行経路図（起終点停留所及び途中停留所を記載）	事業者	作成中
5	走行が困難である当該箇所を示した資料（道路、踏切等の図面：平面図及び断面図）	事業者	作成中
6	その他認定を必要とすることを証する書面	事業者	作成中

5. フィーダー系統補助申請書類について

- フィーダー系統補助申請書類として必要な書類は以下のとおりです。
- 申請書類は、協議会で協議を調えた上で提出が必要となります。

区分	提出予定書類	ステータス
計画認定申請添付書類	<ul style="list-style-type: none"> • 地域公共交通計画本編改訂案 • (参考様式) 地域公共交通計画別紙 • 表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者 • 表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 • その他添付書類 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 計画運行回数の算出根拠 ➢ 地域間交通ネットワークへの接続が分かる系統図 ➢ 交通不便地域の指定が分かる図面 ➢ 実証運行であることや実証運行期間を対外的に示した資料(市HP、協定書等をもって個別相談) 	たたき案を作成
交通不便地域の局長指定	<ul style="list-style-type: none"> • 交通不便地域指定申請書様式(関東運輸局) 	たたき案を作成
補助金交付申請	<ul style="list-style-type: none"> • (様式第1-8) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金) 交付申請書 • 様式第1-8 別添表 • (様式第1-5) 運行系統別輸送実績 	交付申請時に作成 (令和8年11月)